

○山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所生化学解析センター運用細則

平成26年1月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所生化学解析センター規程第9条の規定に基づき、山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所生化学解析センター(以下「センター」という。)の運用に関する必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 センターを使用できる者は、山形大学医学部(附属病院を含む。)の教職員、医学部及び大学院医学系研究科の学生とする。

2 前項以外の者でセンターの使用を希望する場合は、センター長に使用許可願を提出して許可を得なければならない。

(使用手続)

第3条 センターの機器を初めて使用する場合、不明な点はセンター教職員に相談し、故障や事故など不測の事態を避けるよう努めなければならない。

2 センターの使用を終了したときは、直ちに事後の整理を行い、所定の記録簿に必要事項を記入する。

(経費負担)

第4条 センターにおける機器等の使用に伴う消耗品費及び受託解析に伴う利用負担金は、その使用者の属する講座等の負担とする。また、機器の維持調整等に要する経費は、その機器を使用した講座等に案分して負担させることがある

2 経費の負担については、別に定める。

(事後報告)

第5条 機器等に異状を認めたときは、直ちに使用を中止し、これをセンターの職員に報告しなければならない。

(機器の補修)

第6条 機器等の故障については、センターの職員がその原因を調査の上、補修に要する経費を、使用者の属する講座等に負担させることがある。

(調査報告)

第7条 センター主任は、定期的に機器等の使用状況を調査し、その実績を集計してセンター長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要事項は、センター長が山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所運営委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(令和3年1月19日)

この細則は、令和3年1月19日から施行する。